

別紙

令和7年度「福祉用具展示・体験コーナー管理運営事業」仕様書

1 業務の内容

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の一角へ設置された「福祉用具展示・体験コーナー」において来場者に展示している福祉用具の説明や体験の支援を行い、福祉用具に関しての相談を受けるとともに、本コーナーの管理を行う。

2 事業の目的

岡山県では、県民福祉向上のために、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の1階に「福祉用具展示・体験コーナー」を設置している。障害者・高齢者が自立して快適な日常生活を送るために必要な福祉用具を展示し、体験試用や相談支援を行うことにより、障害者・高齢者・福祉専門職員等に対して、福祉用具の適正な普及や啓発に努め、障害者福祉や高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

3 業務の条件

(1) 福祉用具の展示

展示する福祉用具は、介護保険制度で購入又は貸与の対象となるもの及び障害者総合支援法で支給対象となる補装具等で、別表1又はそれに準ずる福祉用具とすること。

(2) 説明要員の配置

福祉用具の展示・体験・相談を行う説明要員を配置

勤務：月曜日～金曜日、9時～17時（休憩12時～13時）

(3) 業務内容

来場者に展示品の福祉用具の説明や体験の支援を行い、福祉用具に関しての相談を受けるとともに、本コーナーの管理を行う。

○具体的な業務（参考）

①福祉用具の体験

展示されている福祉用具の試用を指導すること

②福祉用具に関する相談

障害者・高齢者福祉専門職員等による福祉用具に関する説明及び相談をすること

③情報・ビデオコーナー

福祉用具に関する資料及びDVD又はCDを設置すること

④福祉用具に関する幅広い周知

岡山県が開設しているホームページの掲載内容等の修正に必要な提案を行うこと

⑤委託元への業務報告

展示品の入替状況を四半期ごとに委託元に報告すること

4 業務の留意事項

- (1) 福祉用具は受注者が設置し、その場合できる限り最新の福祉用具を設置するよう努めること。
- (2) 福祉用具を常に正常な状態で使用できるよう、月1回の点検・調整を行うこと。
- (3) 福祉用具が故障又は破損した場合は、速やかに正常な状態に回復すること。
- (4) 来訪者が福祉用具体験中にけが等をした場合の対応として、保険を掛けること。
- (5) 必要に応じて福祉用具を消毒するなど、感染症対策を徹底すること。

5 業務の評価

事業年度終了後、次の事項を記載した委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

- (1) 来場者数
- (2) 相談件数
- (3) 相談内容
- (4) その他県が必要と認める事項

6 経費の上限

経費の上限は、2, 834, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

7 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで